資料１

入間市国民健康保険税条例改正要旨

〔 国民健康保険税 〕

≪第２１条関係≫

◆ 減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更

○国民健康保険税の減額の対象となる世帯の軽減判定所得について、５割軽減及び２割軽減の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を引き上げ、減額措置の拡大を図るものです。

区分	軽減判定所得	
	改正後	改正前
５割軽減	33万円+(285,000円×被保険者数)	33万円+(28万円×被保険者数)
２割軽減	33万円+(52万円×被保険者数)	33万円+(51万円×被保険者数)

※７割軽減の軽減判定所得は 33 万円で変更ありません。

〔令和２年４月１日から施行〕